令和８年（フ）第１６８号
静岡県富士市蓼原1075番地の３　レオニズ201号
債務者　松田　哲幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８９号
静岡県富士宮市小泉1940番地の２
債務者　惟村　愛里咲
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２００号
静岡県富士宮市小泉1393番地の１　メゾンミツムロＦ101
債務者　瀧　　二郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３９号
三重県鈴鹿市北堀江２丁目８番33号、住民票上の住所三重県鈴鹿市林崎一丁目17番29号（前住所）三重県四日市市朝明町2489番地１　M’ｓⅡ－108
債務者　岩本　直美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０９号
三重県鈴鹿市池田町898番地の59
債務者　瀬古さおり
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２５号
三重県鈴鹿市磯山三丁目３番５号　アメージングエステート３Ｆ、前住所三重県鈴鹿市野辺二丁目16番23号
債務者　中村　耀太朗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市立花町２丁目17番14号　富士マンション　302
債務者　岡田　悠里
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５４６号
兵庫県西宮市老松町12番16号
債務者　黒川　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０２号
兵庫県姫路市四郷町山脇678番地
債務者　大谷　幸男
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市四郷町山脇678番地、従前の住所兵庫県姫路市網干区大江島445番地５
債務者　河野　重嘉
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目11番６号
債務者　岩本　晃代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０３号
広島県呉市三条１丁目４番17―201号
債務者　石井　恭平
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１０号
広島県呉市和庄２丁目２番12―303号
債務者　山方　一三
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２３２号
広島県福山市大門町津之下280番地１　品川コーポ125号
債務者　白川　将人
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２６７号
愛媛県松山市朝生田町７丁目13番27号
債務者　中川　昭則
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１号
大分県中津市寺町988―１　つたの苑、住民票上の住所大分県中津市大字北原785番地
債務者　佐藤　徳幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第９１号
大分県中津市大字角木182番地１　ＮＹボンジュールⅢ棟　101号室
債務者　葉金　みく
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係